

事業承継支援資金融資促進制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内の中小企業者が事業承継の際に必要とする事業用資産や株式の買取資金、事業用資産等に係る相続税等の納税資金等を融資することにより、円滑な事業承継の促進と県内産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる者であつて、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。以下「特定事業」という。）を行うもので県税の滞納がない者であり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

(2) 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

(3) 認定中小企業者

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）第12条第1項の規定による認定を受けた中小企業者をいう。

(貸付け)

第3条 知事は、金融機関がこの要綱に基づき融資を行ったときは、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2.71分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

2 前項の金融機関への預託の条件等については、別に知事が定める。

(融資対象者等)

第4条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、次の（1）から（5）の要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 先代経営者の死亡または退任等に伴い、当該事業を承継した認定中小企業者（会社または個人）

対象者	経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ又は第2号イの規定による経済産業大臣（群馬県知事）の認定を受けた中小企業者
資金使途	議決権株式の取得資金 事業用資産の取得資金 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額 運転資金
信用保証	経営承継関連保証

(2) 先代経営者の死亡又は退任等に伴い、当該事業を承継した認定中小企業者（会社）の代表者個人

対象者	経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣（群馬県知事）の認定を受けた代表者
資金使途	株式等の取得資金 事業用資産の取得資金 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額 認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金
信用保証	特定経営承継関連保証

(3) 後継者不在等の理由により、事業継続の見通しが見つからない他の中小企業者の事業を承継する者（会社又は個人）

対象者	経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロ、第2号ロの規定による経済産業大臣（群馬県知事）の認定を受けた中小企業者
資金使途	株式等の取得資金 事業用資産等の取得資金
信用保証	経営承継準備関連保証

(4) 後継者不在等の理由により、事業継続の見通しが見つからない他の中小企業者の事業を承継する事業を営んでいない個人

対象者	経営承継円滑化法第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣（群馬県知事）の認定を受けた事業を営んでいない個人
資金使途	株式等の取得資金 事業用資産等の取得資金
信用保証	特定経営承継準備関連保証

(5) 事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することにより、事業を承継する持株会社

対象者	新設持株会社
資金使途	事業会社の株式取得資金
信用保証	事業承継サポート保証

(融資条件等)

第5条 この要綱に基づく融資の条件は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 融資限度額

8,000万円

(2) 融資期間

ア 設備資金 10年以内（内据置2年以内）

イ 運転資金 7年以内（内据置1年以内）

- (3) 融資利率
 - 責任共有制度対象外 年1.5%以内
 - 責任共有制度対象 年1.6%以内
- (4) 信用保証
 - 第4条の(1)～(5)の規定により保証協会の信用保証を付すものとする。
- (5) 担保・保証人
 - ア 担保…金融機関及び保証協会の定めるところによる。
 - イ 保証人…原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。
- (6) 償還方法
 - 年1回以上の元金均等分割償還

(申込手続)

第6条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、融資を希望する金融機関に次に掲げる書類を添えて、当該金融機関所定の融資申込みを行うものとする。

- (1) 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
- (2) 第4条に規定する融資対象者であることを証する書類及び信用保証を付すために必要な書類
- (3) 事業承継支援資金要件確認表
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
- (5) その他金融機関等で必要とする書類

(指 導)

第7条 金融機関及び保証協会は、この要綱の目的をよく理解し、融資を促進するとともに、中小企業者に対して金融に関する指導に努めるものとする。

(期限前償還)

第8条 金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該融資を受けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 偽りその他不正行為により融資を受けたとき。
- (2) 融資を受けた資金を目的外に使用したとき。
- (3) 融資を受けて取得した施設又は設備を目的外に使用し、又は他に譲渡したとき。
- (4) この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(預託の停止)

第9条 知事は、この要綱に基づく融資を受けた者が、前条各号のいずれかに該当するとき又は金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規定に違反して融資を行ったときは、第3条第1項の預託を行わないことができる。

(報告等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資を受けた者、融資を行った金融機関又は保証協会に対し、事業計画の実施状況、融資の状況等について報告を求め、又はその職員に実地に調査させることができる。

(保証業務)

第11条 保証協会のこの要綱に基づく融資の保証業務については、この要綱に定めるもののほか保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

